

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第四十一号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（令和四年十二月奈良県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「又は県営水道の業務に従事する企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年四月奈良県水道企業管理規程第三号）」を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。